

建築物における木材の利用の促進に関する方針

令和4年8月1日
上島町

この方針は、愛媛県が平成13年5月に定めた「公共施設等木材利用推進方針」のうち、建築物における木材の利用について、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（令和4年3月9日付け3林第1015号、以下「県方針」という。）に即して、上島町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という）を定めるものである。

第1 上島町の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

本県の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、

強度等に優れた建築用木材であるＣＬＴ（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

２ 公共建築物における木材の利用の促進

（１）木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

①町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

②町以外の者が整備する①に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

（２）公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く町民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの町民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、町が、その整備する公共建築物において、率先してＣＬＴや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について町民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に（３）の積極的

に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

（３）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、（１）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

３ 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県又は町が講ずる関連施策に協力しつつ、法第 6 条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）

第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

第2 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、第1の（3）の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、木造化を図るものとする。

また、町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接町民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図ることで、町及び町以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

加えて、町は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するものとする。

砂防・治山・河川・公園・道路等公共事業においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

第3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制

町方針の推進体制については、以下のとおりとする。

- 1 町の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係各課の連絡・調整等を円滑に行うため、定期的に行われる課長会において、情報交換等適宜協議するものとする。
- 2 課長会では、町方針に基づき町が整備する公共建築物における木材の利用の実施状況を、毎年取りまとめるものとする。
- 3 町方針の推進に係る関係各課の役割と公共施設等の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は別紙1のとおりとする。
- 4 公共建築物における木材の利用状況や情勢の変化に鑑み、必要が生じた場合は、町方針を変更することとする。

附 則

この町方針は、平成24年2月1日から適用する。

この町方針は、令和2年11月1日から適用する。

この町方針は、令和4年8月1日から適用する。

(別紙 1)

関係各課の地域材利用促進における役割と対象施設等

(1) 関係各課の役割

関係各課名	公共施設等木材利用推進における役割
総務課	総務課所管施設等に係る地域材の利用促進
企画情報課	企画情報課所管施設等に係る地域材の利用促進
健康推進課	福祉、医療、保健、老人施設等に係る地域材の利用促進
住民課	児童施設、集会施設等に係る地域材の利用促進
観光戦略課	観光戦略課所管施設等に係る地域材の利用促進
建設課	土木事業、木造住宅等に係る地域材の利用促進
教育課	学校施設、スポーツ施設等に係る地域材の利用促進
農林水産課	農林水産業用施設、農林水産土木事業等に係る地域材の利用促進

(2) 公共施設等の対象

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	○学校、保育所等の校舎、体育館等 ○病院・診療所、保健センター等 ○養護施設、福祉施設、老人ホーム等 ○集会施設、スポーツ、武道、研修、文化施設等 ○観光保養施設、種々管理事務所等 ○公営住宅 *町民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等 *高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設
木製品の導入の推進	○町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等 *優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を町民に対して啓蒙できる事務用品

公共事業での間伐材の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係 ○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係 ○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係 *町民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設
-----------------------	--